

松島町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、昭和60年の17568人をピークに減少傾向で、平成29年には14632人まで落ち込んでいる。また、高齢化率も36.2%と高い水準となっている。

本町における産業構造は卸売・小売業が25.5%、飲食・宿泊業が15.8%であり、第三次産業の割合が高く、雇用の基盤となる卸売・小売業については、土産物販売、水産加工品、酒類販売等の多くの業種が集積している。

現在、本町の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、町内事業者の融資に係る保証料補給事業や新たに創業を目指す者へ創業までに掛かる費用に対する創業者支援補助事業等を講じてきたが、引き続き、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

計画期間中に先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）の年率3%以上向上を目標とする。

2 先端設備等の種類

松島町の産業は、農林水産業、製造業、卸売・小売業、飲食・宿泊業サービス業と多岐に渡り、多様な業種が松島町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

松島町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、松島町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

松島町の産業は、農林水産業、製造業、卸売・小売業、飲食・宿泊業サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象業種は、多業種における生産性向上を実現する観点から全業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

次のいずれかに該当する者は、支援対象から除くものとする。

- 一 人員削減等雇用の安定に反する先端設備等導入計画
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等に供される施設を運営する者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団員
- 四 町税等を滞納している者
- 五 その他町長が適切でないと判断する事業をしている者